

第 15 回教育委員会

令和 3 年 9 月 14 日
午後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第79号

大阪市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則案について

大阪市児童生徒就学援助規則の一部改正について

1 改正の趣旨及び理由

令和4年4月に本市が設置する義務教育学校に在学する者について就学援助の対象に加えるとともに、本市立小中学校と同様に入学準備補助金の入学前支給が可能となるよう、必要な規定整備を行う。

2 改正の内容

- ・就学援助の対象者に、義務教育学校に在学する者を加える（第2条）。

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第 79 号

大阪市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則案

大阪市児童生徒就学援助規則（昭和52年大阪市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において「児童生徒」とは、本市立小学校 <u>（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）</u> 又は中学校 <u>（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）</u> に在学する者（入学予定者を <u>含む。</u> ）をいう。 2～3 [略]	(定義) 第2条 この規則において「児童生徒」とは、本市立小学校 <u>又は中学校</u> に在学する者（入学予定者を <u>含む</u> ）をいう。 2～3 [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。